第２次環境まちづくりプラン

（環境基本計画）

中間見直し

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

平成２８年３月

美濃加茂市

第２次みのかも環境まちづくりプラン
ー中間見直しー

目 次

第1章　中間見直しの基本的事項 ---------- 1

1. 中間見直しの背景 ---------- 1
2. 中間見直しの対象範囲 ---------- 1
3. 位置付け ---------- 2
4. 対象分野 ---------- 3
5. 対象地域 ---------- 3
6. 目標年度 ---------- 3
7. 計画の主体 ---------- 4

第2章　美濃加茂市の環境：現状と推移 ---------- 5

1. 市勢 ---------- 5
2. 人口・世帯の推移 ---------- 6
3. 気温・降水量の推移 ---------- 7
4. 廃棄物の処理状況 ---------- 9
5. 資源回収量の推移 ---------- 10
6. 温室効果ガスの推移 ---------- 10
7. 電力消費量 ---------- 11
8. 生物の状況 ---------- 12

第3章　将来環境像と将来イメージ ---------- 15

1. 総合将来環境像[計画のキャッチフレーズ] ---------- 15
2. 将来環境像と将来イメージ ---------- 15

第4章　環境施策の取組（アクションプラン） ---------- 18

1. 自然環境の保全 分野 ---------- 18
2. 循環型社会の形成 分野 ---------- 21
3. 温暖化防止・クールタウンの構築 分野 ---------- 22
4. 環境教育等共通分野 ---------- 23

第5章　重点プロジェクト事業 ---------- 25

1. 自然環境の保全 ---------- 25
2. 循環型社会の形成 ---------- 26
3. 温暖化防止・クールタウンの構築 ---------- 27
4. 環境教育等共通分野 ---------- 29

第6章　計画の推進 ---------- 30

1. 推進体制 ---------- 30
2. 進行管理 ---------- 30

資料 ---------- 32

○美濃加茂市環境基本条例
○環境審議会委員
○諮問及び答申
○策定の経過

第１章　　中間見直しの基本的事項

1. 中間見直しの背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成 15 年 3 月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第 1 次計画）」を策定し、環境に関する様々な事業に対し計画的に取り組んできました。その後、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間を計画期間とした第 5 次総合計画が策定され、環境分野では、「環境にやさしい暮らし方を進める」ために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という 3 つの基本方針が示されました。平成 22 年 3 月には、第５次総合計画の基本方針に基づき、「第 2 次みのかも環境まちづくりプラン」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、総合将来環境像を『自然を友とし　環境を育み　未来に引き継ぐまち　みのかも』とし、市民・事業者・市が連携して８つの重点プロジェクト事業を中心に環境施策を進めてきました。

その間、新たな課題も生まれてきました。平成23年3月に発生した東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止により、石炭化石燃料への依存度が高まり、温室効果ガスの排出量が増加し、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの節約が急務となっています。新たな国の温室効果ガス削減目標の実現のためには、政府や産業界だけでなく地方自治体や市民も自らの課題として認識し、CO_2排出削減につながる行動を起こすことが求められています。

一方、平成20年に「第２次循環型社会形成推進基本法」が策定され、ごみ減量対策やリサイクルの推進など循環型社会の形成が喫緊の課題となっています。さらに、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、地域における生物の多様性を守る取組が強く求められています。また、平成24年に改正された環境教育推進法に基づき、幼いころから環境に対する意識を高めるため、環境教育の重要性が高まっています。

今回、第2次計画期間の前期5年間が経過したため、平成27年3月に策定された第5次総合計画後期基本計画の環境基本施策に沿って中間見直しを行いました。中間見直しでは、特に重要な施策である重点プロジェクト事業の効果検証を行い、新たな課題への対応とともに前期計画期間では十分に取り組むことのできなかった事業の見直しを行いました。

なお、今回の中間見直しでは、取組の方向性や長期的目標である将来環境像などについては、平成34年を展望して策定された第2次計画を継承します。

2. 中間見直しの対象範囲

中間見直しの対象範囲は次の①～③のとおりとします。対象範囲以外の部分は、現計画の内容を引き継ぐものとします。

①第２章　　美濃加茂市の環境：現状と推移・・・
　平成２６年度実績データに置き換えします。環境保全に関する大気、水質、悪臭、騒音等の実績値は、「みのかもの環境（美濃加茂市環境白書）」に掲載し、ホームページで公開しています。

②第４章　　各課の具体的な取組・・・
　関係各課にヒアリングを実施し、進捗状況を把握した上で必要に応じて取組内容を見直しします。

③第５章　　重点プロジェクト事業・・・
　美濃加茂市環境審議会に諮問し、答申により重点プロジェクト事業及び成果指標を見直しします。

3. 位置付け

本計画の位置付けとしては、平成 13 年 4 月 1 日に施行した美濃加茂市環境基本条例（以下「基本条例」という。）に基づく環境に関する総合な指針であると同時に、美濃加茂市第 5 次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完する個別計画という 2 つの側面を持ちます。

1　基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、事業の方向を明らかにするものです。
2　総合計画の将来像「まぁるいまち みのかも」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
3　計画に実効性を与えるため、成果目標と成果指標を盛り込んだ実施計画を定めます。

◆基本条例第８条（環境基本計画との整合）

◇　市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときには、環境基本計画との整合を図ります。

注：基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

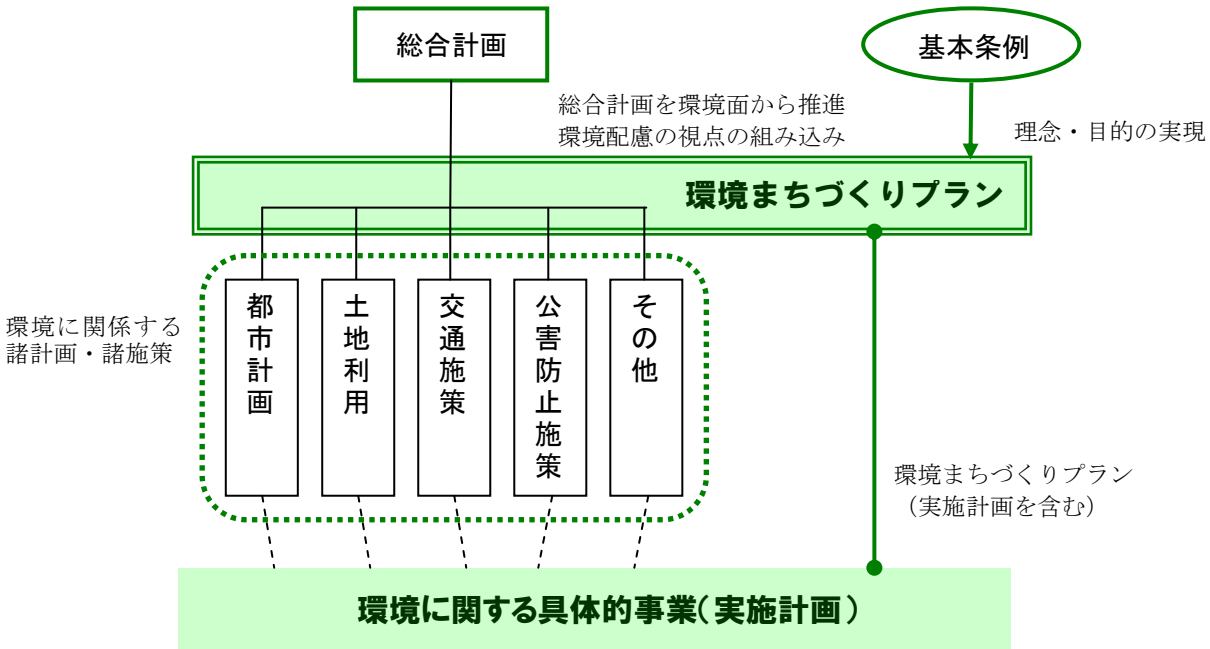

図 1-1　環境まちづくりプランの位置付け

4. 対象分野

基本条例及び総合計画における環境分野の基本政策である「環境にやさしい暮らし方を進める」を実現するため、次の３つの分野に関連する環境施策を対象とします。

分　野	主な環境要素
①自然環境の保全	野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全、公害防止など
②循環型社会の形成	廃棄物処理、省資源対策、資源再生など
③温暖化防止・クールタウンの構築	温室効果ガス削減、ヒートアイランド対策、省エネルギー・自然エネルギー利用の推進など

5. 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

また、本市域にとどまらない広域的な取組みについては、周辺市町村との連携を積極的に進めるとともに、国・県などの関連機関と調整を図ります。

6. 目標年度

本計画は、総合計画を環境面から実施するために、目標年度は総合計画に合わせ平成 31 年度とします。

なお、総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第 1 次計画で策定されおり、長期的目標年度は平成 34 年度になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

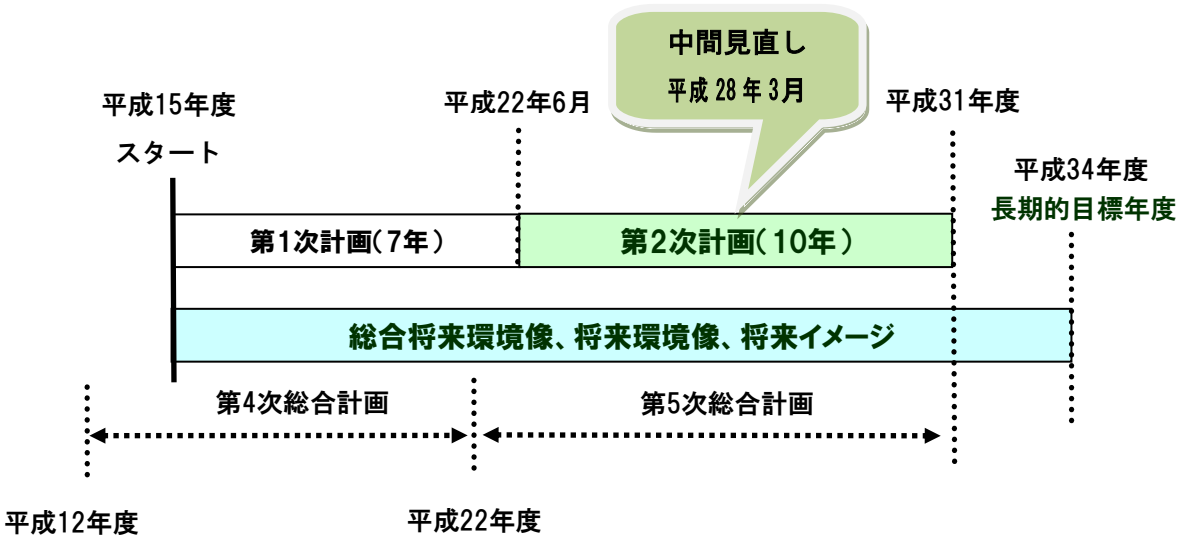

7. 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民（団体）・事業者（団体）・市です。

◆ 基本条例第４、５、６条（各主体の役割）

◆市民の役割：

- 豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努める
- 日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努める
- 市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆事業者の役割：

- 事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担においてに必要な措置をとる
- 事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるよう努める
- 事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりする処置をとる
- 事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆市の役割：

- 豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、かつ計画的に推進する
  - (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること
  - (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること
  - (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関係すること
- 市の施策を策定したり、実施するときは、条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組む

第2章　美濃加茂市の環境:現状と推移

美濃加茂市の市の概要及び環境に関する主な状況をまとめました。社会経済情勢、人口推計については、第５次総合計画書に掲載されています。また、環境測定の詳細については、「みのかもの環境（美濃加茂市環境白書)」をホームページ等で公開しています。

1. 市勢

① 美濃加茂市の位置

面積	74.81	ｋｍ²
東西	11.6	ｋｍ
南北	13.8	ｋｍ
海抜	最低点 59.1m（草笛町４丁目）	
	最高点 559.2m（御殿山山頂）	

極東	東経	137°	05’	24” （下米田町信友）
極西	東経	136°	57’	44” （加茂野町稲辺）
極南	北緯	35°	25’	36” （深田町２丁目）
極北	北緯	35°	33’	02” （三和町廿屋）

② 美濃加茂市内図

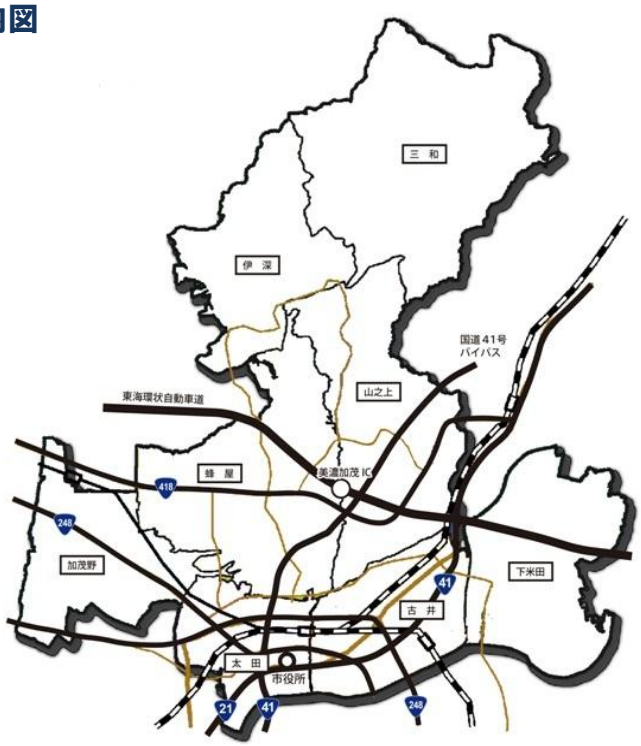

2. 人口･世帯の推移

①総人口（単位：人）

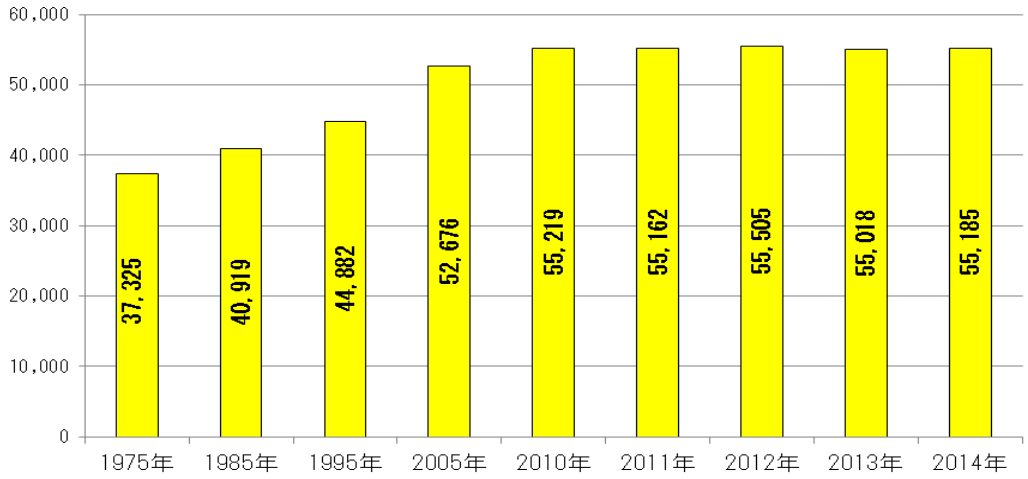

②世帯数（単位：世帯）

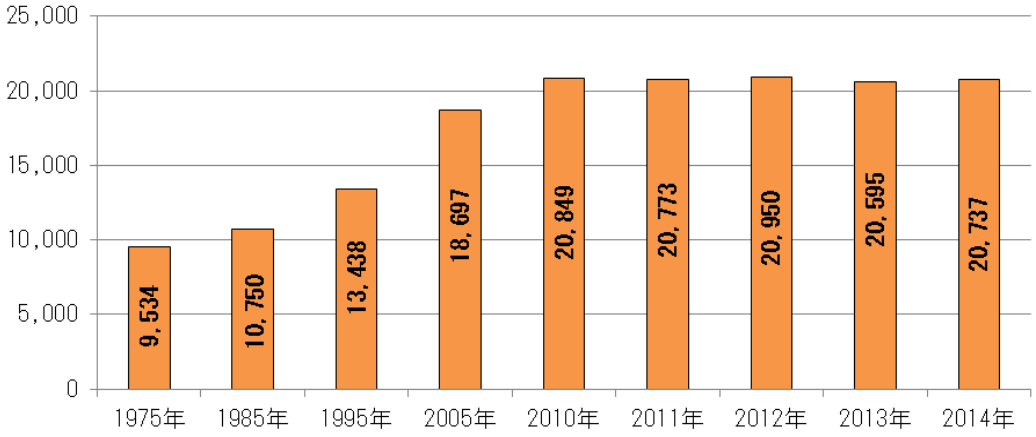

③男女別人口（単位：人）

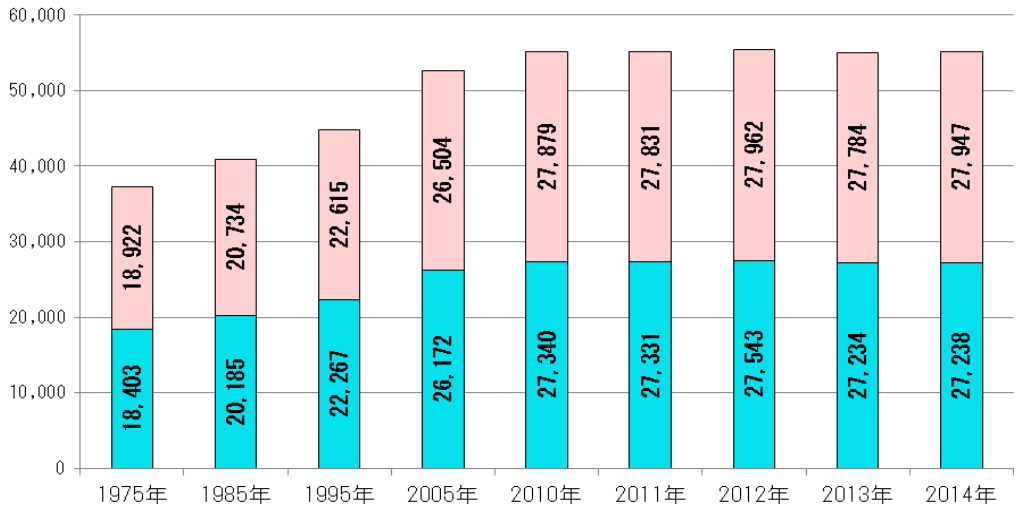

3. 気温・降水量の推移

①気温の変化

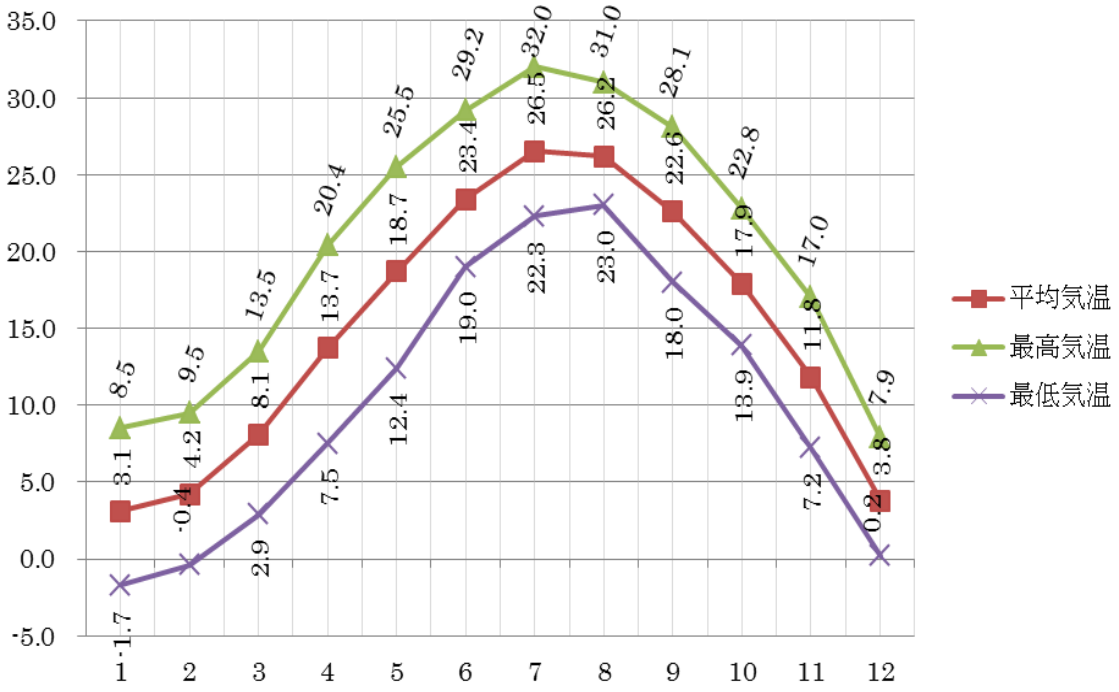

②月別の降水量

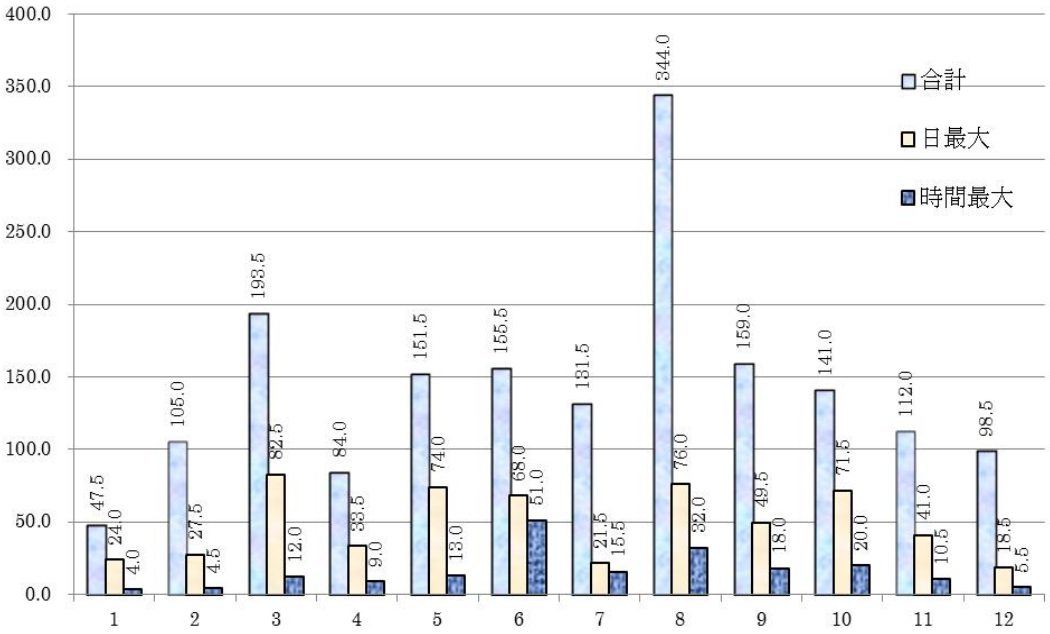

③年間降水量の経年推移（1993 年、2010 年は資料不足のため参考数値）

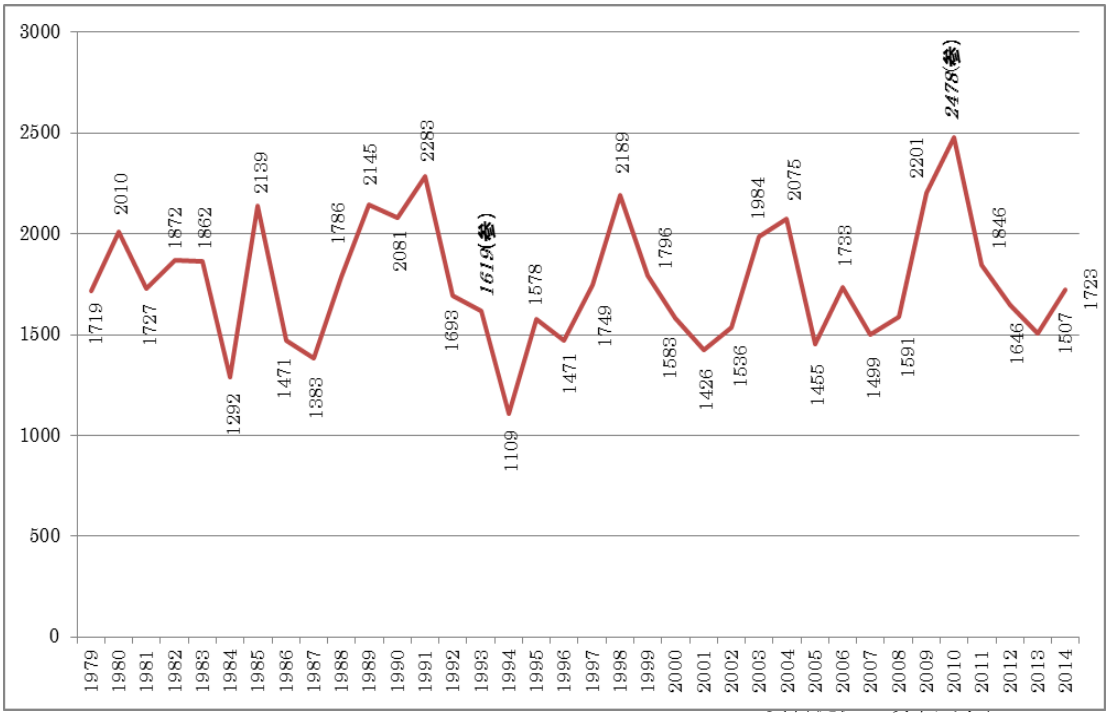

④最高気温・最低気温・平均気温の経年推移（塗りつぶしは、資料不足のため参考数値）

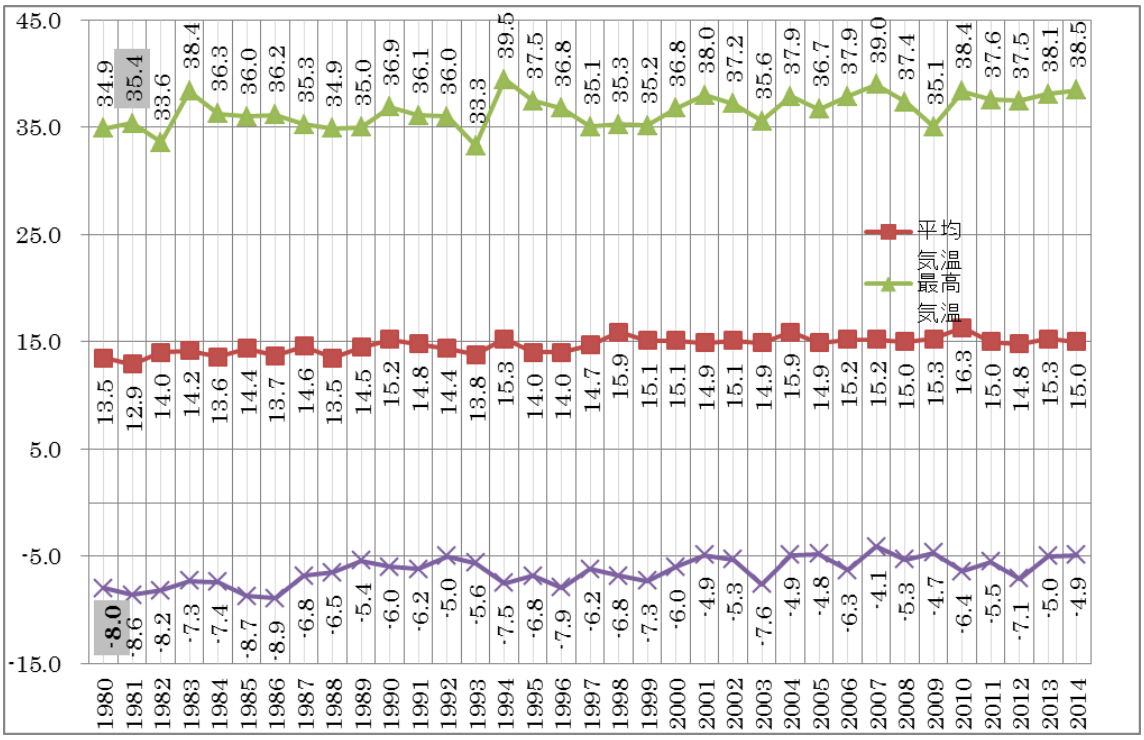

4. 廃棄物の処理状況

＜一人当たりのごみの排出量（生活系）＞　　(g/日)

	可燃物	不燃金物	不燃ガラス	資源缶	資源びん	粗大ごみ	特別ごみ	PETトレイ	総　計
H20	469	11	5	3	12	6	1	4	509
H21	451	8	5	3	11	5	1	4	488
H22	444	4	5	2	11	4	1	3	474
H23	452	4	5	2	10	3	1	2	479
H24	453	4	4	0	9	3	1	2	476
H25	446	4	4	0	9	3	1	2	469
H26	439	4	4	0	9	1	1	2	460

＜ごみの総排出量（生活系・事業系）＞

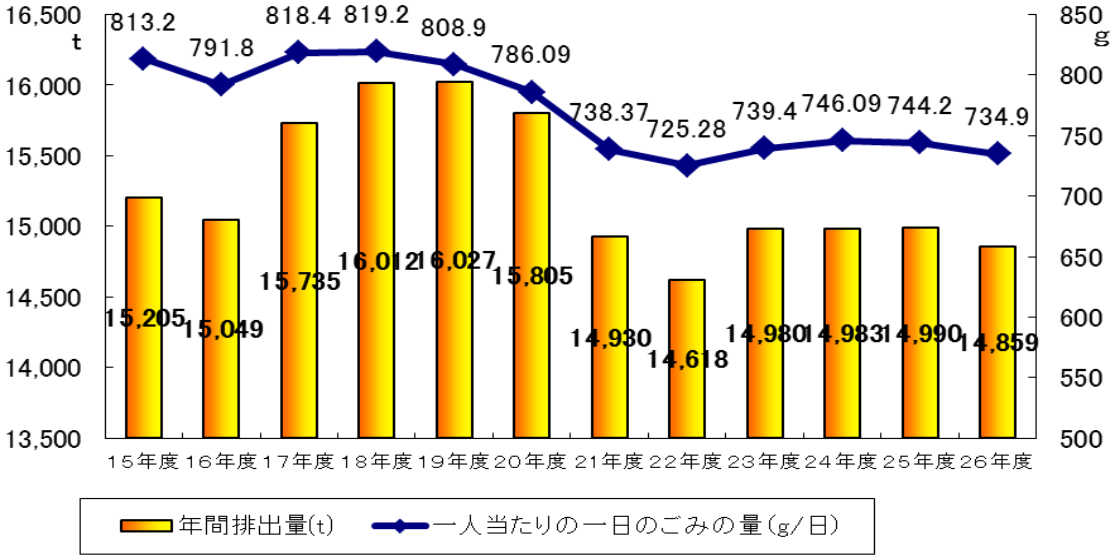

＜一般会計に占めるごみ処理費用の割合＞

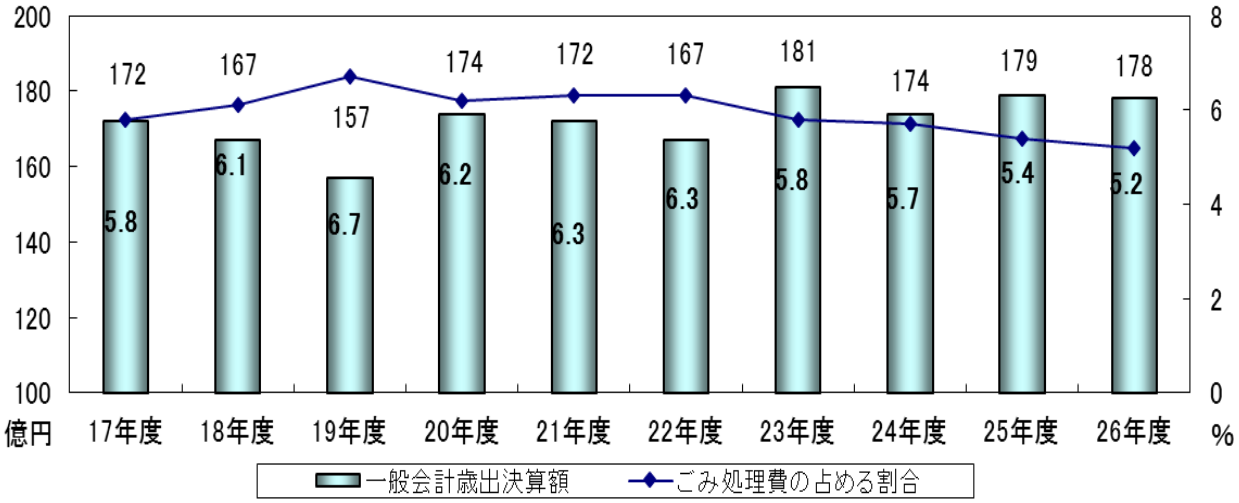

5. 資源回収量の推移

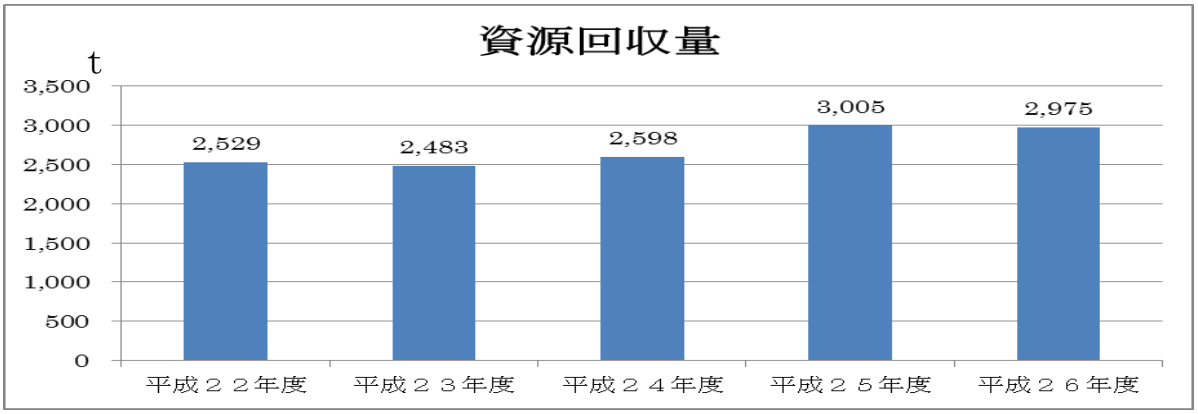

※集団資源回収品目：新聞・雑誌・ダンボール・チラシ・牛乳パック・古着・アルミ缶・その他紙容器類

6. 温室効果ガスの排出量

美濃加茂市の温室効果ガスの排出量は把握できていませんが、岐阜県環境管理課の調査による岐阜県内の調査結果がホームページで公表されていますので、引用し掲出します。

岐阜県の 2012（平成 24）年度の温室効果ガス排出量は 1,594 万 t-C02 であり、基準年度である 1990（平成 2）年度と比較して 9.2%減少しています。また、2012（平成 24）年度の森林の二酸化炭素吸収量は 120.4 万 t-C02 であり、これを踏まえると 1990（平成 2）年度比 16.0%減少となります。

◆温室効果ガス排出量の推移

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
二酸化炭素	1,562	1,551	1,615	1,536	1,555	1,496
その他の温室効果ガス	193	153	118	95	96	98
合計	1,755	1,704	1,733	1,631	1,650	1,594

出典：岐阜県環境管理課調べ

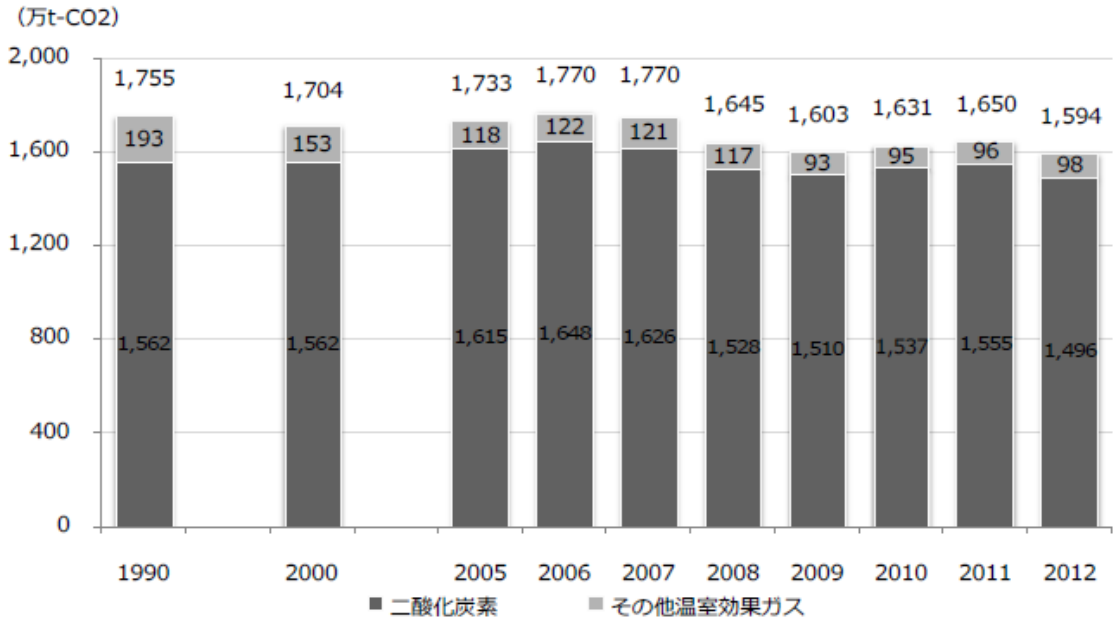

7. 電力消費量の推移

美濃加茂市の電力消費量の５年間を推移では、主に一般家庭向けの電力消費量「電灯」は、東日本大震災以後の節電意識の向上や電気料金の値上げ等を要因として人口・世帯数が横ばいで推移しているにも関わらず、減少傾向となっています。平成 22 年度と平成 26 年度の比較では、約６．３％の減少となっています。一方、主に工場や大型店舗等事業所の電力消費量「電力」は、平成 25 年度まで減少傾向でしたが、平成 26 年度では新規工場の進出等の要因により、増加に転じています。ただし、下表の事業所の電力消費量は、電力小売自由化により特定規模電力事業者が販売した電力消費量が含まれていませんので、増加傾向といえます。

◆電力消費量の推移　　単位：MWｈ

契約種別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電灯	124, 038	121, 243	121, 000	119, 300	116, 152
電力	317, 897	310, 236	298, 971	299, 333	305, 059
合計	441, 935	431, 479	419, 971	418, 633	421, 211

出典：中部電力加茂営業所調べ

8. 生物の状況

① 天然記念物

県指定	川合のムクノキ、山之上のサクラ
市指定	白山神社の大杉、諏訪神社の大杉、正眼寺のしだれ桜、森山のオオグワ、山之上のヒカゲツツジ群落、三和のゲンジボタル

② 大切にしたい生物種

国のレッドデータリストを基準に、市内において絶滅の恐れのある生物種を美濃加茂自然史研究会でとりまとめたものです。(「環境省」：国のレッドデータリストのうち市内で見られる種、「美濃加茂市で大切にしたい種」：環境省の選定を除き、市内において絶滅の恐れのある種)

鳥類

環境省	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	トモエガモ、サシバ、ハヤブサ、ヨタカ、サンショウクイ
	準絶滅危惧(NT)	ヨシゴイ、オオタカ、ハイタカ、ハチクマ、チュウサギ ミサゴ
美濃加茂市で大切にしたい種		コシアカツバメ、キレンジャク、ヒレンジャク

魚類

環境省	絶滅危惧ＩＡ類（CR）	イチモンジタナゴ
	絶滅危惧ＩＢ 類（EN）	ネコギギ、ホトケドジョウ、シロヒレタビラ、カジカ
	絶滅危惧Ⅱ 類（VU）	アカザ、スナヤツメ、アジメドジョウ
	準絶滅危惧（NT）	ヤリタナゴ
美濃加茂市で大切にしたい種		ドンコ、ギンブナ

※上記魚類の中で川浦川にはネコギギ、カジカ、アカザ、スナヤツメ、アジメドジョウが、木曽川にはイチモンジタナゴ、シロヒレタビラ、アカザ、ヤリタナゴ、スナヤツメが生息。メダカの野生種は、市内では絶滅。

ネコギギ

アジメドジョウ

昆虫類

環境省	絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）	ホシチャバネセセリ
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	ウラナミジャノメ、タガメ、ギフチョウ
	準絶滅危惧（NT）	オオムラサキ、キイロヤマトンボ
美濃加茂市で大切にしたい種		スジボソヤマキチョウ、ハッチョウトンボ、ウスバシロチョウ

ホシチャバネセセリ

オオムラサキ

植物（維管束植物）

環境省	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	キイイトラッキョ、キンラン、ミズオオバコ、イヌノフグリ、マメズタラン、ミズニラ、イヌセンブリ、イヌハギ
	準絶滅危惧（NT）	ミゾコウジュ、ツメレンゲ、エビネ
美濃加茂市で大切にしたい種		オオバノハチジョウシダ、イワオモダカ、ビロードシダ、アオネカズラ、イワヒバ、クモノスシダ、コモチシダ、キセルアザミ、カワラサイコ、カワラハハコ、サワオグルマ、イカリソウ、オオタチツボスミレ、アケボノスミレ、イワナンテン、ヤマグルマ、レンプクソウ、カワラナデシコ、ヤドリギ、ジュウニヒトエ、タムシバ、キバナアキギリ、センブリ、カタクリ、ミズギボウシ、イワギボウシ、イワタバコ、ナメラダイモンジソウ、スズサイコ、ナガエミクリ、ウンヌケモドキ、ヒメコヌカグサ、ミズネコノオ、ヤナギヌカボ

※　カワラナデシコ、カワラハハコ、ミズオオバコについては河川改修で絶滅の恐れあり。

イヌノフグリ

キイイトラッキョ

分類用語のカテゴリーとその定義

●「絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ＋ＥＮ）」	絶滅の危機に瀕している種
○「絶滅危惧ⅠA類（ＣＲ）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
○「絶滅危惧ⅠB類（ＥＮ）」	IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
●「絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ）」	絶滅の危険が増大している種
●「準絶滅危惧（ＮＴ）」	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧に移行する可能性のある種

③ 特定外来生物

現在、アライグマやブラックバス等、外来種といわれる動植物が従来の生態系に深刻な影響を与えています。人間が、本来の生息地以外へ持ち込んだ動植物が野生化しています。生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼす恐れのある外来生物について必要な規制を行っています。

美濃加茂市で見られる特定外来種指定生物

分類群	種　　名
哺乳類	アライグマ、ヌートリア
両生類	ウシガエル
魚　類	オオクチバス、ブルーギル
植　物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ

アライグマ

アレチウリ

【資料：美濃加茂自然史研究会】

第3章　将来環境像と将来イメージ

1. 総合将来環境像［計画のキャッチフレーズ］

この「総合将来環境像」は、将来、美濃加茂市を「こんなまちにしたい」という平成 34 年度を展望した総合的かつ長期的な環境像です。

市民、事業者、市の三者が連携し、「総合将来環境像」の実現のために「環境まちづくり」を推進します。

自然を友とし　環境を育み　未来に引き継ぐまち　みのかも

【自然を友とし】　自然との共生を第一義的な理念とします。

【環境を育み】　環境を壊すのも育むのも最終的には市民一人ひとりの意識と行動によるところが大きく、この計画では、育んでいこうという方向を表しています。

【未来に引き継ぐ】　自然を友とし、育まれる環境は、今の世代だけのものではなく、次世代、すなわち未来へと引き継いでいこうという姿勢を表しています。

2. 将来環境像と将来イメージ

「将来環境像」は、自然環境、地球環境、生活環境の３つの環境について、「市民のこうしたい」という「将来イメージ」をまとめたものです。

なお、将来環境像と将来イメージは、平成３４年度を展望した第１次計画を、原則として継承しています。

◆ 将来環境像①：自然と共生するまち

◇「自然とのつきあい」にかかわる将来イメージ

- 鳥のさえずりが聴け、自然の移り変わりを感じられる環境が息づいている
- 大切にしたい動植物を守るボランティア市民がいる
- 子ども達が、夏休みに、虫取りや昆虫観察を行える体験教室がある
- 自然と親しめる遊歩道が整っている
- 市内できれいに星が見られる所が残されている

◇「大地と緑」にかかわる将来イメージ

- 豊かな北部地区の自然が、保護・育成されている
- 市民の手で、里山の手入れが行われている
- 農地が保全され、農薬使用の少ない安全な農作物が供給されている
- 米・野菜・果物が、自分の住む地域でまかなわれている
- 豊かで多様な生きものを育む場所がある
- 緑の多い街並みがある
- 子どもたちが遊べる草原が近くにある
- まち全体が季節を感じさせ自然にとけ込んでいる

◇「水と水辺」にかかわる将来イメージ

- 河川には、多自然型の護岸で清らかな水辺がある
- 緑の木立が並ぶ木陰のある川辺がある
- 田んぼの用排水路に、様々な生きものが見られる
- まちなかの川で水遊びができる
- ネコギギ・ホタルなどの大切にしたい生きものの個体数が増えている

◆ 将来環境像②：環境配慮の息づくまち

◇「総合環境配慮」にかかわる将来イメージ

- 資源・エネルギー、廃棄物について皆が知り、減らすことを語り合っている
- 各家庭で省エネ目標をたて、電気・ガスなどが節約されている
- 製造者責任が徹底されて、購入した商品は、使用後、製造者へ返却されている
- 市民・事業者により自発的にフロン回収がされている

◇「廃棄物」にかかわる将来イメージ

- 小売業者とタイアップして、レジ袋・トレイをやめ、量り売りをしている
- ごみの減量化に努め、生ごみなどをほとんど出さない
- フリーマーケットなどで再利用をすすめ、物を大事にしている
- 意識しないでも、不用物はすべてリサイクルされている
- 生ごみを果樹園に返し、フルーツ大国になっている

◇「資源・エネルギー」にかかわる将来イメージ

- 省エネに心がけ、電気・ガスなどの使用量が少なくなっている
- 環境に配慮して、車の利用が少なくなっている
- 燃料電池などが普及している
- 太陽光、風力などの自然エネルギーを自分で取り入れている
- 節水や雨水利用などで水資源を大切にしている

◆ 将来環境像③：住みよい快適なまち

◇「健康影響」にかかわる将来イメージ

・深呼吸した時「おいしい」と言えるすみきった空気がある
・過大な環境負荷や公害がなくなっている
・市民が健康的に生活できる環境が保たれている

◇「都市空間」にかかわる将来イメージ

・自然や潤いを感じることのできる、ゆとりのある公園がまちなかにある
・街角にちょっと休憩でき、おいしい水が飲める場所がある
・市民のモラルが向上し、ごみ一つ落ちていないきれいなまちになっている
・家族でゆったりと、自分達の住んでいる街を歩いて楽しめる
・あい愛バスなどの公共交通機関がゆきとどき、手軽に利用しやすくなっている

◆ 共通基盤的取組み

◇「共通基盤」にかかわる将来イメージ

・幼児から高齢者まで、成長過程に応じた環境教育が受けられる
・ほしい時に必要な環境情報が手に入る
・市民の主体的な環境活動が育っている
・行政の環境施策に多くの市民が意見を言い、一緒に取組んでいる
・流域圏の市外の人々とも定期的に交流が図られている

第4章　環境施策の取組（アクションプラン）

第３章の将来環境像や環境イメージを実現し、総合計画の成果目標を達成するために、市民、事業者、市の３者が連携して取り組む重点プロジェクト事業と、市の各課で推進する「具体的な取組（アクションプラン）」を定めました。各課で取り組んでいる第５次総合計画後期基本計画の実施計画事業及び事務事業計画と整合を図り、効果的な事業展開をめざします。

特に、重点プロジェクト事業については、環境審議会で審議されて設定した事業で、事業内容については第５章に掲載します。

また、「具体的な取組（アクションプラン）」については、庁内ワーキングで検討され環境審議会の審議を経て策定されましたが、進行管理を適切に行うために実施計画を別途作成します。なお、この実施計画は、第５次総合計画後期基本計画と連動するものとします。

1．自然環境の保全　分野

①　重点プロジェクト事業

◆　生物多様性を守るプロジェクト

②　具体的な取組（アクションプラン）

NO	事業名	内容説明	課名
1	下水道への接続の促進	河川の環境を守るため、下水道が供用開始した区域においては、下水道への接続（水洗化）を促進するとともに、下水道整備区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進します。	上下水道課
2	自然体験施設の活用	御殿山の奥山自然遊歩道やキャンプ場、健康の森、さくらの森などの施設の活用を図り、自然と触れ合う機会を提供します。	産業振興課 農林課
3	親水スポットの活用と整備	木曽川河川敷や市内の河川について、改修に合わせて親水スポットの整備を図るとともに生物の生息環境保全、自然的景観の創出、水質浄化機能の向上といった多自然型の整備を進めます。	土木課
4	街中の緑地の保全と活用	身近な自然を体験できるような緑地の活用を図るため、市民参加のワークショップなどを開催して、街中の緑地や公園の整備をすすめます。	土木課

5	自然を対象とした体験学習の実施	小中学校ごとに、身近な自然を親しむために、里山や河川の観察、カワゲラウォッチング、学校の森などでの体験学習を行います。	学校教育課
6	自然環境調査とデータベースの充実	岐阜大学、美濃加茂自然史研究会などの専門家の協力を得ながら、地形・地質、植生・植物相、各種動物などの継続的な調査とデータベースの充実を推進し、レッドデータブックを作成します。	文化振興課
7	水生生物の保護・育成	ネコギギ、ゲンジボタルなどが生息する川浦川や市内の川に残されている豊かな生態系について、多面的な調査と保護・育成を推進します。	文化振興課
8	みのかもの自然ガイドブックの作成	ふるさとファイル「川浦川の生きものたち」、「大地の生い立ち美濃加茂」、「ホタル来い」、「みのかものスミレ」といった自然ガイドブックを今後とも充実させていきます。	文化振興課
9	自然体験講座の充実	自然観察やみのかも文化の森などで行っている自然体験講座を充実させていくとともに、指導員等の人材を育成します。	文化振興課
10	市民農園の充実	市民が気楽に土にふれあい、収穫の喜びを感じることのできる市民農園を充実し、身近な自然を体験できる機会を提供します。	農林課
11	森林の計画的な整備	森林の持つ生物多様性や水源の保全、土砂流失の防止、二酸化炭素の吸収などの機能を守るため、森林組合と連携し、森林の荒廃を防ぎ計画的な森林整備を推進します。	農林課
12	里山再生の推進	生活に密着した里山の自然と景観を守るため、講習会の実施や森林ボランティアの育成などを推進し、所有者や地域住民と協力し、整備後の里山の維持管理に取り組んでいきます。	農林課
13	農地の計画的な整備	生物が生息する環境と、温暖化の防止に貢献する農地を保全するため、水田の有効活用を推進し、農業生産の確保と自給率の向上を図ります。	農林課
14	クリーン農業の推進	「安全・安心」な農作物を提供するため、土壌診断機を活用し減農薬、減化学肥料を使用することで、自然にやさしい農業を目指します。	農林課
15	耕作放棄地の解消と再生	環境にやさしい農地を保全するため、耕作放棄地の所有者と連携し、農地の集積利用の促進や貸農園としての活用などにより、農地の有効活用を推進します。	農林課

16	環境と調和した住宅開発の誘導	地域の住民と協働し、地域の望ましい土地利用の方向を定め、自然環境の保全と計画的で秩序ある土地利用を誘導するための地区計画・建築協定等の制限区域を設け、良好な住宅地を確保していきます。	都市計画課
17	地域の特色を生かした景観まちづくり	里山景観や歴史的まちなみ景観等、地域の特色ある景観と環境を保全し、育成するために、住民と協働し地域の特性に合った景観づくりのルールを定めるまちづくり運動を推進します。	都市計画課
18	保存樹・保存樹林の指定	美濃加茂市の保存すべき樹木や樹林などについて、保存樹の指定を行い、緑化の推進と緑地の保存を行います。	都市計画課
19	自然豊かな河川整備の推進	川浦川をはじめとする市内の河川には、豊かな自然が残されているため、河川管理者の県と連携し、市民が身近な自然学習の場として活用できるよう水と親しむことのできる河川整備を推進します。	都市計画課
20	開発行為に対する自然環境保全指針の策定と運用	開発事業を行う際の環境対策を定めた指針を策定し、適切な指導を行うことにより、開発事業者の自主的な環境保全対策を推進します。	環境課
21	市民参加型の河川水質調査などによる意識向上	市民が実際に水質を体験するプログラムとして、水生生物調査「カワゲラウォッチング」や簡易水質検査などを活用し、水質浄化への意識啓発をはかります。	環境課
22	公害の測定・監視と指導の充実	市内の大気質、水質、騒音の状況を経年的、地域ごとに測定・把握するとともに、環境保全協定の締結などにより公害の未然防止に努めます。また、野焼きなどの苦情については、地域の問題として対処していきます。	環境課
23	花いっぱい運動の推進	花苗の支給などにより、家庭や路肩などの花壇を花で飾り、身近な自然が感じられる美しいまちづくりを推進します。	環境課
24	不法投棄監視・体制の強化	ポイ捨て防止条例による環境美化推進員の定期パトロールや郵便局員からの情報提供、市民との連携により不法投棄の早期発見に努め、警察・県地域振興局との連携により美しい自然環境を守ります。	環境課

＜中間見直し　追加事業＞

25	生物多様性の保全の推進	生物多様性を守る取組をみのかも定住自立圏市町村と共同で進めます。生物多様性地域戦略の策定、自然環境基礎調査、講演会、勉強会などを開催し、これらの取組について普及啓発します。	環境課

2. 循環型社会の形成　分野

① 重点プロジェクト事業

◆ 循環型社会をつくる4Rを推進するプロジェクト

② 具体的な取組（アクションプラン）

NO	事業名	内容説明	課名
1	溶融スラグの公共工事への受け入れ推進	可茂広域で発生する溶融スラグについて、積極的に公共工事で活用し、廃棄物の循環利用を促進します。	土木課
2	アダプト・プログラム（施設の里親制度）の導入	一定区画の公共空間（駅前、繁華街、道路、公園、河川など）を、里親として申し出た地域住民、団体と行政が契約を交し、役割分担の下、環境美化などの維持管理を行う制度の導入を進めます。	土木課
3	エコキャップや資源の回収推進	生徒会活動やPTA活動と連携し、エコキャップ、アルミ缶の回収や資源回収を行うことにより、循環型社会の大切さを学習します。	学校教育課
4	エコバッグの普及促進	レジ袋有料化実施店舗数をさらに増やすとともに、市民の意識向上によりエコバッグの持参率を高めます。	環境課
5	エコハウスとリサイクル拠点の整備	エコハウスは、単なる資源回収施設の役割だけでなく、市民協働により、啓発活動、リユースショップ、リサイクルに関する研究ができるような施設の整備を図ります。	環境課
6	事業系ごみの減量	大規模事業所に対するごみ減量・リサイクル計画書の提出指導など、増加率の大きい事業系ごみの減量促進を図ります。	環境課
7	資源ごみ収集の充実	古紙類の回収など収集品目、収集頻度を増やし、PTAなどのNPO団体による集団回収の推進や拠点の整備を図るとともに、市民への情報提供に努めます。	環境課
8	生活系ごみの減量	生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを、処理機器の購入補助や使用・活用方法のPRなどを通じて促進します。また、ごみ袋の代金や収集方法の見直しなどにより、生活系ごみの減量を図ります。	環境課
9	廃食用油を燃料として再利用	廃食用油を回収し、公用車などの燃料として再利用を推進します。また、循環型社会のモデルとして、菜の花から食用油を採ることにも取り組みます。	環境課

3. 温暖化防止・クールタウンの構築　分野

① 重点プロジェクト事業

◆ 地球にやさしいエコタウンプロジェクト

② 具体的な取組（アクションプラン）

NO	事業名	内容説明	課名
1	家庭における節水の促進	水は限りある資源であり、その浄水過程で多量のエネルギーが使われていることから、風呂水や雨水の利用、節水型機器の啓発などを進めます。	上下水道課
2	商店街の緑化推進	クールタウン化を推進するため、中心市街地と商店街に活力と潤いを与えるため、つる性植物による「緑のカーテン」や店先で花や植木を育てるまちづくりを推進します。	産業振興課
3	雨水透水性舗装の推進	地下水の保全をはかり、都市気候の温暖化の緩和のため、新規の道路や公共駐車場の整備の際に雨水透水性舗装を推進します。	土木課
4	歩道・自転車道の整備充実	低炭素社会への取組みとして、歩道・自転車道の整備を推進し、自動車より徒歩・自転車が選択されるような環境整備を進めていきます。	土木課
5	つる性植物による「緑のカーテン」の設置、ガラスフィルムの設置	学校や市施設の窓と壁面を、つる性植物で遮光することにより室内温度を下げます。また、省エネ対策用のガラスフィルムを設置し、冷房時の電気エネルギー等が節約します。この活動に関連して地球温暖化問題についての学習を推進します。	学校教育課 総務課
6	グリーン購入ガイドラインの策定と周知徹底	市役所における環境に配慮した物品購入を促進するため、公用車から消しゴムに至るまで、品目ごとのガイドラインを策定し、その周知徹底を図ります。	総務課
7	公共工事における環境配慮ガイドラインの策定	公共工事における環境配慮を促進するため、土木・建築工事にあたってのガイドラインを策定し、それを発注仕様書作成時に閲覧・運用できるような仕組みを作ります。	総務課
8	市施設における自然エネルギー設備の導入	公共施設においては、防災上の独立電源の意味からも自然エネルギー設備の導入を積極的に図り、市民に対する啓発にも役立てます。	総務課

9	LED 照明等省エネルギー機器への転換	LED 照明は、消費電力が少ないだけでなく耐用年数も長く省エネに効果的であるため、公共施設や防犯灯、商店街における街路灯への導入を図ります。また、エコキュートなど省エネ器具の導入を進めます。	総務課 防災安全課 産業振興課
10	地産地消の推進	グリーンセンターなどの販売により、地元で取れた農作物を地元で消費することは、地元農業の育成だけなく、輸送距離が短くなり、CO_2 の削減に貢献できることであるため、その取組みを促進していきます。	農林課
11	環境に優しいあい愛バス運行形態の検討	車齢10年を迎えるあい愛バスの車両を将来更新するに当たっては、燃費効率の良いものにするとともに、環境に優しいバスの導入を検討していきます。	地域振興課
12	新たな交通システム計画の策定	先進都市の実態を把握していく中で、デマンドバス（顧客予約バス）、デュアルモードビークル（道路軌道両走行車両）等の導入の可否を検討していきます。	地域振興課
13	エコファミリー登録・評価制度の導入	市民による自主的な環境に配慮した暮らしの実践を促進するため、環境家計簿に登録・評価制度を組み合わせるなど、より参加度が上がるような工夫をして、実施していきます。また、環境に配慮している家庭や事業所を広報、ホームページなどで紹介し、一般の意識啓発に役立てます。	環境課
14	「エコオフィスみのかも」の充実	現在ある「エコオフィスみのかも」を実効性の面から見直し、市役所のエネルギー消費量の削減を推進します。また、推進状況の公表など内容の充実を図ります。	環境課
15	省エネ運動の普及促進	電気のスイッチをこまめに切ること、自動車の使用を控えるノーカー運動、アイドリングストップなど、簡単に始められる省エネ運動を、市民・事業者・市が一体となって普及促進を図ります。	環境課
16	家庭における自然エネルギーなどの普及促進	家庭における太陽光発電やその他の自然エネルギー（太陽熱、小風力、小水力、バイオマスなど）、新エネルギー（燃料電池、ハイブリッドなど）に対する啓発活動を行い普及に努めます。	環境課
17	植栽による緑化促進	大気の浄化に役立つ樹木として県が選定した「大気環境木」などによる工場敷地や地域の緑化を促進します。	環境課

＜中間見直し　追加事業＞

18	公用車のエコ車両の導入	公用車の更新にあたって、積極的にエコ車両（ハイブリッド車、アイドリングストップ車、省エネ車等）の導入を図り、温暖化防止につなげます。	総務課

4. 環境教育等共通　分野

① 重点プロジェクト事業

◆ 次世代につなぐ環境教育プロジェクト

② 具体的な取組（アクションプラン）

NO	事業名	内容説明	課名
1	出前講座における環境学習の充実	市職員、事業者、市民、市民団体による環境に関する出前講座のメニューを増やすなどの充実を図っていきます。	生涯学習課
2	自然体験講座と環境学習メニューの充実	市民協働により、地区や図書館における生涯学習の中に自然体験や地球温暖化防止対策についての環境学習を取り入れていきます。	生涯学習課
3	図書館の環境に関する蔵書の充実	市民に、自然保護やごみ問題、温暖化ガスなどに関する情報を提供するため、環境に関する蔵書や映像資料などの充実を図ります。	生涯学習課
4	環境実施計画の進捗管理と改善活動の推進	ISO9001（自己適合宣言）に基づいた経営管理システムを活用し、エコオフィスや環境実施計画の実践に対する進捗管理や改善活動を推進します。また、その結果については、環境課を通じて環境審議会に報告します。	企画課
5	環境ボランティアリーダー･サポーターの育成	みのかも市民活動サポートセンターにおける環境に関する講座を開設し、環境ボランティア団体及び環境コーディネーター等を育成していきます。	地域振興課
6	地域コミュニティ･環境団体によるまちづくり支援事業の創設	地域コミュニティ・環境団体による環境活動などに対し支援するための助成制度の導入を図り、自主的で主体的なまちづくりを進めます。	まちづくり課
7	環境に関する講座やイベントの開催と充実	NPO 法人、市民団体、企業等と連携し、自然体験やごみの減量化法などの講座や環境フェア等のイベントを開催し、市民意識の向上を図るとともに、環境サポーター制度の導入などにより市民参加を推進します。	環境課
8	定住自立圏内の町村との連携	定住自立圏内の、共通の環境問題について研究し、連携を図ります。また、生物多様性の保全や自然環境基礎調査など広域的に対応することが効率的であるものについては、共同して実施します。	環境課

第5章　重点プロジェクト事業　　＜中間見直し＞

第４章で、「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」、「温暖化防止・クールタウンの構築」及び「環境教育等共通分野」の４分野に位置づけられた重要施策として取り組んでいく、４つの重点プロジェクト事業の内容を示します。この重点プロジェクト事業は、多方面・多種類にわたる環境への取組の中から特に重点化して、市民・事業者・市が一体となって推進すべき事業について検討し、環境に関する他の具体的取組事業を先導するプロジェクトとして設定したものです。

1. 自然環境の保全　分野

プロジェクト名	生物多様性を守るプロジェクト
現状・課題	本市には、豊かな自然環境や美しい河川があり、多様な動植物が生息しています。これらは次世代に引き継いでいく市の財産であり、将来にわたって守っていく必要があります。市では、かねてより三和のゲンジボタルや国指定天然記念物ネコギギの保護に力を入れており、生息地域の把握やカワゲラウォッチングなどの生物観察を行ってきました。また、オオキンケイギクなど特定外来種植物や国内外来種魚オヤニラミの調査・駆除など生態系の保全の必要性を啓発する活動を行ってきました。 近年では、生物多様性という言葉そのものの認知度が高まりつつありますが、特定外来生物による生態系への影響や里地・里山・里川を守る取組についての理解や行動については、十分とは言えない状況です。今後は、これらの取組を地域に浸透させるため、市民、事業者、市が一体となって保全活動を行っていく必要があります。
取組の方向性と事業内容	生物多様性を守る取組として、みのかも定住自立圏の町村と連携して加茂圏域における自然環境基礎調査を行います。今後より一層、市民や周辺地域住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて生物多様性について周知啓発するとともに、生物との共生を目指すための事業を推進し、自然環境保全の意識向上を図ります。 ○生物観察、自然観察、里山歩き等の自然環境に関する学習会の開催 ○自然環境基礎調査の実施 ○レッドデータブック・生物多様性地域戦略の作成 ○外来種生物の調査・駆除 ○里地・里山・里川の保全、遊歩道等の整備 ○有害鳥獣の調査・駆除
市が率先して取り組むこと	○自然観察学習会、特定外来生物の生息調査・駆除活動を実施します。 ○有害鳥獣の駆除や里地・里山・里川の保全・整備を目的とする事業を推進します。 ○市民団体、大学、地域まちづくり協議会と連携し、自然環境基礎調査・レッドデータブック作成、生物多様性地域戦略の策定を行います。 ○生物多様性の保全活動について広報紙等で周知・啓発を行います。
市民・事業者が取り組むこと	○自然観察会学習会、特定外来生物の生息調査・駆除活動等に参加します。 ○市の機関と連携し、貴重な動物・植物の現況調査に参加します。 ○美濃加茂市に生息・生育する動物・植物のうち、国・県のレッドデータブックに記載されている種や、市としての重要種の現状を理解し、保護活動を行います。 ○市の機関と連携し、有害鳥獣の防除に取り組みます。

環境まちづくりプランの目標	成果指標	現状値	目標値（H31）
	自然環境に関する学習会の年間開催回数	12回	20回
	レッドデータブック ・ 生物多様性地域戦略の作成	未作成	作成・公開
第5次総合計画の目標	成果指標	現状値	目標値（H31）
	カワゲラウォチング実施個所の水質（調査箇所の平均値）	Ⅱややきれいな水	Ⅰきれいな水
	「里山千年実施計画」に基づいた実施プログラム実行事業	0事業	6事業

2. 循環型社会の形成　分野

プロジェクト名	循環型社会をつくる4Rを推進するプロジェクト
現状・課題	世界的に環境問題が注目を集めており、市民の間でも、ごみの減量や分別、マイバックやマイはしの携帯など「循環型社会」の取組が進められています。本市では、市内で出された資源ごみの有効利用や家庭生ごみの減量について、市民や団体と事業者、市が一体となって取り組む地球資源集団回収や有機菜園の普及啓発、生ごみの堆肥化・水切り、廃油せっけん作りなどを進めてきました。しかしながら、１世帯当たりのごみの排出量が可茂管内で最も多い状況であり、環境への負荷を軽減させるために、①必要でないものは断る「リフューズ」、②発生させない「リデュース」、③再利用する「リユース」、④再び資源化する「リサイクル」の「R」から始まる４つの行動「４R」を地域に浸透させて推進する必要があります。 ＜用語解説＞ 循環型社会・・・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
取組の方向性と事業内容	市民、事業者、市が一体となって「４R」を推進するために、ごみのもとをなくす「リフューズ」と「リデュース」を地域に浸透させるとともに、「リユース」と「リサイクル」の継続した取組により、資源の有効活用に努めていきます。 ○市民団体・事業所による資源集団回収活動の推進 ○有機菜園、生ごみの堆肥化、ダンボールコンポスト作り、廃油せっけん作り等のごみ減量化に関する講座の開設、食品廃棄物の減量化 ○事業所との連携によるレジ袋削減、割箸自粛協力店の増加 ○廃食油、間伐材、剪定枝等を活用した燃料転換や堆肥化の推進
市が率先して取り組むこと	○ごみ減量機器購入助成制度の普及と市民団体による地球資源集団回収の奨励制度を拡充して「４R」を推進します。 ○廃食油等を回収し、ＢＤＦへの燃料転換を推進します。 ○ごみをもとからなくす「リデュース」と「リフューズ」の取組や食品ロスに対する取組を広報紙、メール、ＣＡＴＶ等で普及啓発します。 ○市民、団体、事業者が取り組むごみ減量・抑制に関する事業を支援し、ごみ減量化に関する情報提供や講座・学習会を開催します。

市民・事業者が取り組むこと	○「４Ｒ」を推進する消費行動や企業活動に取り組みます。 ○地域における集団資源回収活動に積極的に参加します。 ○ごみ減量機器購入補助金を活用して家庭生ごみ等の減量に努めます。 ○食品廃棄物の減量化に取り組みます。 ○「４Ｒ」を推進するための活動やごみ減量化に関する講座に参加し、ごみ減量行動を実践します。

環境まちづくりプランの目標

成果指標	現状値	目標値（H31）
ごみ減量化に関する講座の年間開催回数	3回	10回
1日1人当たりの可燃ごみ排出量（事業所）	261g	247g

第5次総合計画の目標

成果指標	現状値	目標値（H31）
年間資源回収量	3，005t	3，300t
ごみ減量機器助成件数(累計)	3，072件	5，300件
1日1人当たりの可燃ごみ排出量（家庭）	447g	428g

3. 地球温暖化防止・クールタウン構築　分野

プロジェクト名	**地球にやさしいエコタウンプロジェクト**
現状・課題	地球温暖化によって世界各地で起こっている気象変化の影響は、日本にも及んでおり、緊急に対応すべき課題となっています。東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止により、石炭化石燃料への依存が高まり温室効果ガスが増加しています。近年の夏場の猛暑や集中豪雨は異常気象といえるものであり、温室効果ガスの削減は急務となっています。これまで、緑のカーテンや家庭における環境家計簿の普及を進めてきましたが、十分な取組とはいえません。 今後は、より一層の低炭素社会の実現に向けた取組が必要であり、省エネルギーやヒートアイランドの緩和に向けて、家庭や事業所の節電、省エネ運転、再生可能エネルギーの導入、エコカーやＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）車の導入、地産地消の推進や地元産木材の利用など多様な取組が必要です。
取組の方向性と事業内容	市民、事業者、市が連携して、省資源・省エネルギーに配慮した低炭素社会の形成に向けた取組を実践します。CO２削減に向けて省エネ運転、冷暖房の温度設定、待機電力などの知識の普及・啓発を行い、多様な取組によりエネルギーの節約につなげます。 ○緑のカーテンコンテストの開催 ○電力事業者と連携した環境家計簿の普及・啓発 ○ライトダウンキャンペーン、キャンドルナイトイベントの開催 ○地産地消の推進・地元材木の利用啓発 ○エコカー、ＢＤＦ車の導入 ○再生可能エネルギー、新エネルギー、高効率機器の導入促進

市が率先して取り組むこと	○緑のカーテンをコンテスト開催や広報紙等で普及します。 ○電力事業者が実施している環境家計簿の利用を促進します。 ○ライトダウンキャンペーンやキャンドルナイトイベントを開催し、エネルギーの節約や地球温暖化防止を広報紙等で呼びかけます。 ○家庭や事業所における太陽光発電システム、燃料電池システム、薪ボイラー等の再生可能エネルギー機器導入や高効率機器（ＬＥＤ照明、省エネ型エアコン等）への転換を普及促進します。 ○風力、間伐材チップやバイオエタノール、小水力発電など新エネルギーの活用について調査を進めます。 ○クール・ビズ、ウォーム・ビズを進め、実施していない施設や団体に対して啓発します。 ○市で使用する自動車や電気などの利用に当たっては、温室効果ガス削減実行計画に基づき、エネルギーの削減を実行します。
市民・事業者が取り組むこと	○省エネ運転、冷暖房の温度設定、待機電力の削減などエネルギーの節約に取り組みます。 ○緑のカーテンの取組や環境家計簿を利用します。 ○再生可能エネルギー機器を導入します。 ○高効率機器（ＬＥＤ照明、省エネ型エアコン等）への転換に取り組みます。 ○自動車燃料の使用削減、エコカーの導入に取り組みます。 ○クール・ビズ、ウォーム・ビズを行います。 ○農作物などは、地元の商品を購入します。

	成果指標	現状値	目標値（H31）
環境まちづくりプランの目標	再生可能エネルギー導入件数（家庭・事業所　累計）	2，049件	2，250件
	緑のカーテンコンテスト応募件数	30件	100件
	地球温暖化防止講座・啓発等行事年間開催回数	5回	10回
第5次総合計画の目標	成果指標	現状値	目標値（H31）
	家庭から排出されるCO2 排出量（1人当たり）	2，425kgCO2	1．935kgCO2
	緑のカーテンによる効果度（アンケート）	90%	95%

＜説明＞

※家庭から排出される CO２ 排出量については、美濃加茂市の排出量が把握されていないため、岐阜県平均を用いていますが、平成１９年度比１０%削減を目標としています。岐阜県内のデータは、算定に時間がかかるため２年遅れとなっておりますが、岐阜県ホームページ上で公表されています。

※再生可能エネルギー導入件数は、資源エネルギー庁（市町村別）が公表する資料に基づきます。

4. 環境教育等共通分野

プロジェクト名	次世代につなげる環境教育プロジェクト		
現状・課題	環境の保全には、世代を越えた継続的な行動や活動が重要です。そして、環境への関心や理解の促進が大切です。幼い頃から環境への関心を高め、環境美化や保全を意識した行動に結びつけるとともに、学校や社会における環境教育の充実を図る必要があります。 また、市民の環境への意識を高めるため、これまでも環境学習講座を開催していますが、講座の参加者が少ない状況にあり、環境問題への関心や理解が十分とはいえません。環境教育リーダーやサポーターを育成し、地域や世代に即した環境教育に力を入れることが必要です。		
取組の方向性・事業内容	市民、事業者、市が連携して、次代を担う若い層の環境に対する関心を高め、多様な活動に参加できるような環境教育プログラムを開設します。特に、小中学校における環境教育に力を入れるとともに、環境教育指導者・リーダーや環境サポーターを育成し、すべての世代を対象とした環境保全意識の向上を図ります。 ○環境教育・啓発を目的とした環境フェア等のイベント開催 ○小中学校向け環境教育プログラム作成、出前講座、カワゲラウォッチングの実施 ○小中学校の環境教育で活用できる環境副読本の作成 ○小学校の「こどもエコクラブ」活動の推進 ○中之島公園内に開設する自然環境学習施設における常設型環境ポスター展・絵画展や環境学習講座の開設		
市が率先して取り組むこと	○小中学校環境教育プログラムを作成し、環境教育講座を企画運営します。 ○小学校に対して「こどもエコクラブ」の登録・活動方法についてＰＲします。 ○市民のニーズに応じた環境学習講座、出前講座を開設します。 ○環境学習拠点施設における常設型の環境ポスター展・絵画展を開設します。 ○みのかもクリーン作戦などの環境美化活動を推進します。 ○環境教育リーダーやサポーターを育成します。		
市民・事業者が取り組むこと	○環境教育・学習講座に積極的に参加します。 ○環境教育指導者・リーダーやサポーターとして市が実施する事業に協力します。 ○学校で学んだ環境保全の行動を家庭や地域に広げて発展させていきます。 ○みのかもクリーン作戦や自治会で主催する清掃活動などに積極的に参加し、環境保全活動を実践します。		
環境まちづくりプランの目標	成果指標	現状値	目標値（H31）
	環境教育・学習講座の年間開催回数	15回	30回
	環境教育リーダー・サポーター養成講座受講者数（累計）	—（未実施）	100人
第５次総合計画の目標	成果指標	現状値	目標値（H31）
	環境フェアの来場者数	1，600人	3，000人
	クリーン作戦への参加者数	10，119人	12，500人

第6章　計画の推進

1. 推進体制

① 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の３者が連携し、パートナーシップの下に計画を進めていきます。

重点プロジェクトの推進にあたっては、、環境審議会やＮＰＯ法人みのかもグリーンネット（注）などの環境団体を核とし、自治会を中心とした地域住民、市民団体、農業協同組合や農林漁業団体、商工会議所や商店街組織、事業者団体などとの連携を図り、積極的に自然環境の保全、住みよい生活環境の創造と省エネルギー活動に取り組んでいきます。

また、環境サポーターを募集し、今まで以上に広がりのある市民協働による活動をめざします。

（注）NPO法人みのかもグリーンネットは、第1次計画で策定された環境に関する具体的事業に主体的に取り組み、市民・事業者・市の連携を図りながら、市全体の環境活動の推進をめざして平成 15 年に誕生した団体です。また、平成17年に法人化されました。

② 総合計画との連動

本計画は、総合計画を環境面から補完する個別計画と位置づけられているため、総合計画の推進体制に組み込み、事業を推進します。

また、環境事業関係課の連携を密にし実施計画の実現を図るとともに、ISO9001（自己適合宣言）に基づいた経営管理システムによるＰＤＣＡサイクル（Ｐ：Plan 計画、Ｄ：Do 実施、Ｃ：Check 評価・分析、Ａ：Action 改善）を活用し、全庁的な体制で計画の実現を図っていきます。

2. 進行管理

① 年次報告書の公表

基本条例第 13 条に基づき、自然環境や廃棄物処理の現状と本計画に関する事業の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。

②経営管理システムの活用

経営管理システムを活用して、環境に関する実施計画とエコオフィスの実践に対する進行管理や改善活動を行います。その結果を、環境審議会に報告し、意見・提言を受けます。

なお、実施計画は、達成度合を明らかにする総合計画と連動し、成果指標と目標値を定めます。また、毎年度、定期的に見直しを行います。

◆ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理

資　料

○美濃加茂市環境基本条例

平成 12 年 12 月 26 日
条例第 34 号

私たちのまち美濃加茂市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曽川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者と市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気と水、多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた文化、良好な景観などをいい、市民が住みよさと心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

２　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

３　この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染、それ以外の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

４　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やそれ以外の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の健康と生活環境（人の生活に密接に関係のある財産や動植物、またその生育環境を含みます。）に関する被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

第３条　豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

２　豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。

３　豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

４　地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

（市民の責任と義務）

第４条　市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

２　市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

３　前２項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

第５条　事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

２　事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

３　事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

４　前３項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（市の責任と義務）

第６条　市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

（１）　公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

（２）　森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

（３）　地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

２　市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

（環境基本計画）

第７条　市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画（以下は「環境基本計画」といいます。）を定めます。

２　市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、美濃加茂市環境審議会（第 15 条第１項を除いて、以下は「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

３　市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

（環境基本計画との整合）

第８条　市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

（環境教育などの推進）

第９条　市は、市民が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

（市民活動などの支援）

第１０条　市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動に対し、積極的に支援します。

（市民の参加）

第１１条　市は、豊かで快適な環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民の参加その

他必要な措置をとります。

（環境情報の提供）

第１２条　市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況やそれ以外の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

（年次報告）

第１３条　市長は、市の環境の現況や、豊かで快適な環境の保全と創出に関して行った施策などについて年次報告を作成し、これを公表します。

（広域的連携）

第１４条　市は、地球環境の保全について広域的な取組を必要とする施策は、国、他の地方公共団体、民間団体などと協力して推進します。

（審議会）

第１５条　環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定によって、美濃加茂市環境審議会を設置します。

２　審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査、審議し、意見を述べます。

（１）　豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

（２）　環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項

（３）　その他豊かで快適な環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

３　審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長やそれ以外の関係機関に意見を述べることができます。

（組織）

第１６条　審議会は、15 人以内の委員で組織します。

２　委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

３　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

４　審議会に、会長と副会長を１人ずつ置き、委員が互選します。

５　会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に病気、それ以外の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（委任）

第１７条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行します。

○環境審議会委員

氏　名	所　属	分　野
○　森杉　雅史	名城大学都市情報学部教授	学識経験者
安藤　英之	岐阜県可茂県事務所環境課長	行政
◎　渡邉　須美樹	ＮＰＯ法人みのかもグリーンネット 代表理事	環境団体
渡邉　功	まちを美しくする運動推進会議　副会長	自治連合会
安藤　志郎	美濃加茂自然史研究会 事務局長	市民団体
長谷川 年佳	めぐみの農業協同組合 みのかも地域本部長	農業関係者
大矢　碩郎	可茂森林組合美濃加茂市 代表理事	林業関係者
佐合　隆治	美濃加茂商工会議所 副会頭	商工関係
小鍛冶　嘉徳	（株）ヤマザキマザック美濃加茂製作所	企業
渡邉　英二	ユニー（株）アピタ美濃加茂店長	企業
杉原　渡	中部電力（株）加茂営業所総務グループ課長	企業
山本　順子	美濃加茂商工会議所 女性会	商工関係
山本　詔一郎	市民代表	公募
新井　智真	市民代表	公募
上野　晶子	市民代表	公募

◎会長　○副会長

○諮問及び答申

発環第２０号
平成２７年５月２０日

美濃加茂市環境審議会会長　様

美濃加茂市長　藤井　浩人

第２次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）の中間見直しについて（諮問）

美濃加茂市環境基本条例第７条の規定に基づき、次に揚げる事項について理由を添えて諮問いたします。

１　諮問事項

（１）環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直し

（２）重点プロジェクト事業の成果指標の見直し

２　諮問理由

本市では、美濃加茂市環境基本条例（平成１２年美濃加茂市条例第３４号）に基づき、平成２２年３月に環境基本計画である「第２次みのかも環境まちづくりプラン」を策定しております。この基本計画では、平成３１年度を目標年度として「自然を友とし　環境を育み　未来に引き継ぐまち　みのかも」を将来イメージに設定し、市民や企業と協働で進める環境事業を推進してまいりました。

一方、平成２７年３月には上位計画である「第５次総合計画後期基本計画」が策定され「自然環境の保全」、「循環型社会の形成」、「温暖化防止、クールタウンの構築」の３つの方向と新たな成果指標が示されたところです。また、国の動向として「生物多様性国家戦略2012-2020」、「第３次循環型社会形成推進基本計画」等が策定され、自然環境保全や社会情勢の変化に柔軟に対応する必要があります。

これらの動向や地球環境変化に的確に対応するため「第２次みのかも環境まちづくりプラン」の将来イメージの実現を継承しつつ、重点プロジェクト事業及び成果指標の見直しを行う必要があります。平成２８年度から平成３１年度までの後期計画をスタートするため、本年度におきまして、次の事項について御審議をお願いいたします。

《審議事項１》環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直し

本計画では市民、事業者、市がそれぞれ相互に連携・協力し協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民・事業者・市としています。計画を実現するために具体的に取り組む重点プロジェクト事業を次のとおり設定しております。

＜自然環境の保全　分野＞

①有機菜園プロジェクト　②緑の手入れプロジェクト　③きれいな川づくりプロジェクト

＜循環型社会の形成　分野＞

①家庭生ごみ減量プロジェクト　②ごみ抑制プロジェクト　③エコハウス(環境学習施設)プロジェクト

＜地球温暖化防止・クールタウンの構築　分野＞

①緑のカーテンプロジェクト　②省エネ（環境家計簿）プロジェクト

しかしながら、平成２２年度～平成２６年度までの５年間の取組み実績では、計画どおりに取組みができていない事業や十分に成果が得られていない重点プロジェクト事業があります。また、市民と企業との協働による推進体制に問題がある重点プロジェクトや役割を終える重点プロジェクトがあると考えます。

このため、平成２７年３月に策定された「第５次総合計画後期基本計画」との整合を図り、国際動向、国・県の取組み、昨今の社会情勢の変化等に対応するため、現基本計画の重点プロジェクト事業を検証した上で、これらの見直しについて御審議をお願いいたします。

《審議内容２》重点プロジェクト事業の成果指標の見直し

環境まちづくりプラン重点プロジェクト事業の見直しと合わせて、現計画の８つの重点プロジェクトについては、市民・事業者と協働により推進をすることとしていますが、重点プロジェクトの各成果指標が相応しいものであるか、あるいは新たな成果指標の設定について御審議をお願いいたします。

美環審第１号
平成２８年２月１日

美濃加茂市長　藤井　浩人　様

美濃加茂市環境審議会
会長　渡邉　須美樹

第２次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）の中間見直しについて（答申）

平成２７年５月２０日付け発環第２０号で諮問のあったこのことについては、本審議会において審議しました結果、重点プロジェクト事業及び成果指標の中間見直しについて、別紙のとおり取りまとめましたので、下記の事項を付して答申します。

記

第２次みのかも環境まちづくりプラン（以下「環境まちづくりプラン」という。）については、平成２２年度から８つのプロジェクト事業を特に推進すべき事業に設定し、市民、事業者・市の協働により進められてきました。しかしながら、個々の重点プロジェクト事業を検証した結果、取組が十分ではない事業や活動が停滞し、継続が困難となっている事業がありました。

今回の中間見直しに当たっては、本誌の自然環境を守るための具体的事業について検討するため、市民や事業者のプロジェクト参加者の意見を聴取し、重点プロジェクト事業及び目標とする成果指標について論議を行い、取りまとめました。環境まちづくりプランの将来環境像である『自然を友とし　環境を育み　未来に引き継ぐまち　みのかも』の実現をめざし、環境基本条例及び第５次総合計画の基本施策である「自然環境の保全分野」、「循環型社会の形成分野」、「温暖化防止・クールタウンの構築分野」、「環境教育等共通分野」の４つの対象分野において着実に後期計画を実行していくために、８つの重点プロジェクト事業を見直し、４つの重点プロジェクト事業及び成果指標を設定しましたので、次のことに留意の上、事業を推進していただくよう提言します。

１　計画の実行に当たっては、市民、事業者と連携・協働して取組を進め、市民、事業者の意見が反映されるよう配慮すること。
２　重点プロジェクト事業の推進に当たっては、進行状況を確認し、必要に応じて実施計画の見直しを行い、着実に実行すること。
３　計画の実現のために、チェック機能としての環境審議会の役割を重視すること。
４　計画の事業内容や進行状況について、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市民に情報を公開すること。

○策定の経過

期　日	会　議	内　容
平成 27 年 5 月 20 日	第１回環境審議会	諮問・策定方針
平成 27 年 7 月 8 日	第１回重点プロジェクト全体会議	プロジェクト見直し
平成 27 年 7 月 22 日	第２回重点プロジェクト全体会議	プロジェクト見直し
平成 27 年 8 月 11 日	庁内関係課ヒアリング	具体的取組ヒアリング
平成 27 年 8 月 20 日	第１回重点プロジェクト代表者会議	プロジェクト骨子案
平成 27 年 9 月 24 日	第２回環境審議会	骨子案審議･答申案作成
平成 28 年 1 月 21 日	第３回環境審議会	答申決定
平成 28 年 2 月 1 日	答申	
平成 28 年 2 月 24 日	パブリックコメント受付期間終了	

第２次みのかも環境まちづくりプラン
（美濃加茂市環境基本計画）

平成２８年３月発行

発　行　　岐阜県美濃加茂市市民協働部環境課
〒505-8606　岐阜県美濃加茂市太田町３４３１－１
電　話　　0574-25-2111　　ＦＡＸ　0574-25-0887